

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2021 年 4 月号 (第 182 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

- エグゼクティブ・サマリー
- 特 集
  - ◆ 深圳における発展の歴史とイノベーション  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 …………… 1
- 特 集
  - ◆ カーボンニュートラルに向けた中国電力部門の低炭素化  
自然エネルギー財団 王嘉陽、愛知学院大学 経済学部教授 藤川清史 …………… 6
- 経 済
  - ◆ 米バイデン新政権の外交・通商政策とアジア諸国の見方  
公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 …………… 10
- 人民元レポート
  - ◆ 対ドル相場は暫時調整局面に  
三菱 UFJ 銀行 金融市場部 グローバルマーケットリサーチ …………… 15
- スペシャリストの目
  - ◆ 税務会計：OECD の「新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格  
執行ガイダンス」が中国の移転価格分析及び実務対応にもガイダンスを提供  
KPMG 中国 …………… 18
  - ◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 …………… 23
- 主要経済指標  
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 …………… 26
- MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 深圳における発展の歴史とイノベーション

2020年9月までの約3年半、著者が深圳駐在で体感したことを踏まえて、その発展の歴史とイノベーションを見ていく。深圳における発展の歴史とイノベーションを紐解くには、深圳の現況や概要を掴むところから始めるのが肝要と著者は考える。発展の歴史を時代背景と合わせて順を追って見ていくことで、その原動力や構造を理解することが容易になるだろう。

### 特集 カーボンニュートラルに向けた中国電力部門の低炭素化

2020年9月の第75回国連総会において、中国の国家主席習近平氏はCO2排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を2060年までに達成すると発表した。カーボンニュートラルの実現には、再生可能エネルギーなどによる化石燃料の代替が必要である。中国では石炭消費の約5割が発電用であるため、電力部門の低炭素化が最重要課題である。

### 経済 米バイデン新政権の外交・通商政策とアジア諸国の見方

2021年1月20日に米国の新大統領に就任したバイデン氏は、外交分野において、トランプ政権の「米国第一」主義から決別し、国際協調、同盟国との連携を重視した上で、多国間主義的なアプローチをとることを強調している。本稿では、バイデン政権の外交・通商政策について、アジア関連を中心に整理するとともに、米中関係を踏まえたアジア諸国の見方についても考察したい。

### 人民元レポート 対ドル相場は暫時調整局面に

中国人民元対ドル相場は6.46台後半で取引開始。米長期金利の上昇でドル高圧力が強まるなか、9日にかけて6.54台まで下落。人民銀行副総裁が「市場の期待を効果的に管理し導くため、金融政策運営のルールと透明性を一段と高める」と発言し、一旦ドル高人民元安の動きが沈静化した。30日には昨年12月初以来の6.58近辺まで下落して月末を迎えている。

### スペシャリストの目 税務会計

#### OECDの「新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格執行ガイダンス」が中国の移転価格分析及び実務対応にもガイダンスを提供

2020年12月18日、OECDは新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格ガイダンス（以下「ガイダンス」）を公表し、新型コロナウイルス感染症が独立企業間原則の適用にもたらす実務上の分析と意見を提供した。当該ガイダンスは既存の枠組みを超えるものではなく、4つの課題解決に重点を置いている。本稿では、この4つの課題について具体的に紹介する。

### スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、2月中旬から3月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものも含む。



深圳における発展の歴史とイノベーション

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 部長 松本達哉

「アジアのシリコンバレー」「爆走する未来都市」など、ここ数年、深圳を形容する冠言葉には枚挙にいとまがない。近未来的な街並みとともに、キャッシュレス社会の実情が、数多くのテレビや雑誌などで紹介されている。一方、大半の日本人にとっては、北京や上海とは違い、馴染みの薄い都市であることも事実だろう。表題にある「発展の歴史とイノベーション」を紐解いていくには、深圳の現況や概要を掴むところから始めるのが肝要だと考える。そのうえで、発展の歴史を時代背景と合わせて見ていくことにより、その構造や原動力を容易に理解することができるだろう。それでは、2020年9月までの約3年半に及ぶ深圳駐在で著者が体感したことも踏まえ、見ていきたいと思う。

まずは下図の都市比較資料をご覧頂きたい。

【図表1：中国における都市の主要データ比較】

都市名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (万人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	GDP (億元)	GDP/人 (万元)
深圳市	1,997	1,343	6,725	26,927	20.0
北京市	16,410	2,154	1,313	35,371	16.4
上海市	6,340	2,428	3,830	38,155	15.7
広州市	7,434	1,530	2,058	23,628	15.4
東京	2,194	1,396	6,362	67,333	48.2
香港	1,106	751	6,790	23,237	30.9

出所：中国統計年鑑 2020、地方統計局公表値、東京都 HP 公表値（人口 2019 年推計、GDP2019 年予測値）

（換算レート：1 元=16 円、1 元=1.2 香港ドル）

【人口/面積】

常住人口<sup>1</sup> 1,343 万人（前年比 42 万人増加（2019 年末））東京都とほぼ同水準、4 大都市トップである上海の 5 割強、面積は 1,997 km<sup>2</sup>と東京都の約 9 割、4 大都市トップである北京の 2 割弱。

【経済規模】

中国 4 大都市（北上広深（北京、上海、広州、深圳））のうち広州を凌いで 3 番目（香港の経済規模も上回っている）。数値で見ると GDP 26,927 億元（約 43 兆円（2019 年度））、1 人当たり GDP<sup>2,3</sup> は約 20 万元（約 320 万円）で韓国<sup>4</sup> とほぼ同水準。

- 1 家族全員の戸籍が記載された居民戸口簿が世帯に発給される。これに登録された住所に居住する人達を常住人口という。
- 2 日本の約 8 割
- 3 中国平均の約 3 倍（全国 1 位）であり先進国並みの水準。2020 年度の GDP 速報値ベースでは新型コロナの影響を受けたが年後半に急回復、前年比 3.1%増の 27,670 億元を計上（全国平均は 2.3%増、上海は 1.7%増）。
- 4 日本、韓国との対比は Global Note の 1 人当たり GDP 国別ランキング 2019 年の公表数字を利用。

以上のデータから「深圳は非常にコンパクトで経済力のある、中国を代表する大都市である」ということが見えてくる。詳しくは後述するが、「人類史上、類を見ない驚異のスピードで発展した都市」ということにも言及しておく。概要を掴んだところで、発展の歴史を振り返ろう。

それは、1979年に宝安县という小さな行政単位から、深圳市へと昇格したところから始まる。当時、深圳は人口約31万人（隣接する香港の10分の1以下、現在は香港の2倍に迫る勢い）の小さな漁村であった。1980年に改革開放政策の目玉となった経済特別区（経済特区）に指定されたことで、飛躍的に経済が発展していく（深圳に加え、同じ広東省の珠海、汕頭及び福建省の廈門も、経済特区第1陣に指定されている）。ではなぜ深圳が、内外において何の知名度もない中で、最初の経済特区に指定されたのか。その後、他の大都市を凌ぐ速さで発展を遂げたのか。順を追って掘り下げてみたい。

深圳が経済特区に指定された最大の要因は、香港に隣接しているという「地の利」であろう。当時から香港は、中国にとって世界へ繋がる玄関口としての機能を発揮しており、改革開放政策においてその機能の活用は大陸側にとっても強いニーズがあった。一方、香港側も製造業者は高騰する人件費に悩まされ、低コストで加工できる代替地を探していた。改革開放政策の生みの親である鄧小平氏は、大陸側と香港側の双方のニーズを汲み取り、最適地として深圳を選択したのである。鄧氏は深圳に経済特区の最先鋒としての地位と権限を与え、その後も「時間就是金钱，效率就是生命（時は金なり、効率は生命なり）」の号令の下、大きく背中を押した。パートナーとしては、習仲勲氏（習近平国家主席の実父）が挙げられる。彼が広東省トップであった時期に市に昇級し、経済特区にも指定された。現在の深圳の礎は、鄧小平氏と習仲勲氏が二人三脚で築いたといっても過言ではないかもしれない。余談になるが市の中心の金融エリア（福田区）にある蓮花山の頂上には、鄧小平氏の銅像が建てられており、歴代の国家主席も訪れる場所となっている。最近では、深圳経済特区設立40周年にあたる2020年10月14日に、習近平国家主席が訪れた。まさに、改革開放の聖地ともいえる場所である。

続いて経済特区指定後の産業発展の経緯を見ていこう。発展段階は、次の4つに大別できる。

### ■第1段階：来料加工を中心とした加工貿易の集積期

輸出志向型労働集約的工業製品の加工貿易の生産拠点として、主に材料（部品無償提供型）の組立加工によるデジタル時計、録音機、カラーテレビ、コンピューター等の生産で飛躍的に成長した時期にあたる。

### ■第2段階：進料加工貿易形態によるサプライチェーン構築期

部品無償提供型の組立加工から部品有償輸入を通じて加工貿易を行う形態へ徐々に転換。部品の現地調達化も進んだことにより、多くの産業サプライチェーンが完備された時期。政府はハイテク産業を重視、「華強北」（フアチャンベイ。世界中からバイヤーが集まる世界有数の電子関連の店が連なる電気街。日本の秋葉原を模したとされる）が「山寨（模造）携帯電話」の生産拠点として台頭し、中国全土に模造携帯電話が爆発的に普及したのもこの時期。

### ■第3段階：加工貿易からのシフト、オリジナル製品開発期

深圳市政府は、新興産業発展を積極的に推進、政府は山寨（模造）産業撲滅運動を開始。「華強北」を中心に産業モデル転換に着手、山寨産業が起業家を支える支援産業に進化した時期。

■第4段階：新たな製造スタイル・戦略的新興産業への転換期

製造のための設備と材料、部品の仕入が小規模少ロットで随時自由に入手可能な優位性を確立、「華強北」が世界でも有数の投資ファンド集積地となり、多くの起業家・プロジェクトが集約した時期。

各々の時期における経済・政治イベントとの対比については下図をご覧ください。

【図表2：各段階別の年代と主なイベント】

第1段階：1980年代	第2段階：1990年代	第3段階：2000年代	第4段階：2010年以降
来料加工を中心とした加工貿易の集積期 (材料無償提供、加工賃のみ)	進料加工貿易形態の増加によるサプライチェーン構築期 (材料現調化、付加価値増加)	加工貿易からのシフトオリジナル製品開発期 (外需依存から内需強化へ)	新たな製造スタイル戦略的新興産業への転換期 (世界市場・新市場・新製品へ)
【代表的な企業 (数字は設立年、☆は中国資本)】			
三洋電機 1983 エプソン 1985 ☆HUAWEI 1987	リコー 1991 FOXCONN 1993 ☆BYD 1995 ☆Tencent 1998	☆DJI 2006	☆UBTECH 2012 ☆Royole 2012
【主な経済イベント】			
1978年 改革開放政策スタート 1980年 深圳経済特区誕生	1990年 上海外高橋保税区誕生	2001年 WTO加盟 2004年 外商企業商業領域拡大	2013年 一帯一路構想 2017年 粵港澳大湾区構想

\*BYD (電気自動車)、DJI (ドローン)、UBTECH (ロボット)、Royole (フレキシブル液晶)

出所：資料を基に執筆者作成

ここ数年は、モノづくりを起点としたイノベーションに加え、中央政府による最先端都市モデルとしての使命から、社会実装を起点としたイノベーションの進展も著しい。例えば公共交通機関のEV化、自動運転、物販の無人化、5Gインフラなどである。最近では、デジタル人民元の最初の試験区としても選ばれている (2020年10月にパイロットテスト実施済)。そういった現状を見るに、既に多種多様なイノベーションが社会実装されていく第5段階に突入している。

さて、前述した発展史を踏まえたうえで、深圳におけるイノベーションの構造 (エコシステム) について解説していきたい。まずは主要な要素を確認しておく。

①フロンティア精神、②包容力のあるコミュニティ、③若年層を中心としたマーケット (平均年齢32歳)、④高度なモノづくりの基盤 (サプライチェーン)、⑤層の厚いスタートアップ支援産業 (公板/公模\*、デザインハウス、インキュベーター、アクセラレーター) の集積、⑥豊富な資金源 (VC/企業/政府)、⑦政策支援 (中央/地元)、⑧隣接する香港、以上8つの要素が挙げられる。

※公板は汎用的な製品向けに開発されたボード、公模は公板を使って製品を成型するための金型のこと

8つの要素のうちから、特にイノベーションを代表する他都市 (北京・上海) との比較において、特徴的な部分を取り上げて詳しく見ていこう。

第1に「②包容力のあるコミュニティ」が挙げられる。歴史ある他の大都市とは違い、移民都市の宿命として必然的に多様性を受け入れて発展してきた潮流と「来了，就是深圳人 (来ればあなた

も深圳人)」に代表される地元政府による雰囲気づくりが功を奏し、地元のしがらみがない住みやすい社会を実現している。住みたい街ランキングでも常に最上位、広東省ではあるがコミュニケーションは普通語が主体、気候も温暖で特に若者にとって魅力度が高い。クリエイティブ資本論で著名なトロント大学のリチャード教授が提唱する真のイノベーションと持続的な経済成長のために必要とされる3つのTのTechnology（技術）、Talent（才能）、Tolerance（寛容性）と照らし合わせると、深圳の包容力はToleranceに相通ずるものがあり、他都市にはない強みともいえる。

第2に「③若年層を中心としたマーケット（平均年齢32歳）」が挙げられる。月光族（その月の収入分をその月に使い切る人の象徴的な表現）として象徴されるように若者の消費意欲はそもそも貪欲である。米国の社会学者エベレット・M・ロジャース（Everett・M・Rogers）氏のイノベーター理論における5つのカテゴリーの第1段階、第2段階であるイノベーター（冒険心にあふれ新しいものを進んで採用する人）やアーリーアダプター（流行に敏感なオピニオンリーダー的存在）層が潜在的に豊富であるといえよう。この消費マーケットの感度の良さが、深圳スピードの源泉の1つであることは間違いない（ちなみにここ数年でマーケットの平均年齢はほぼ横這いである）。

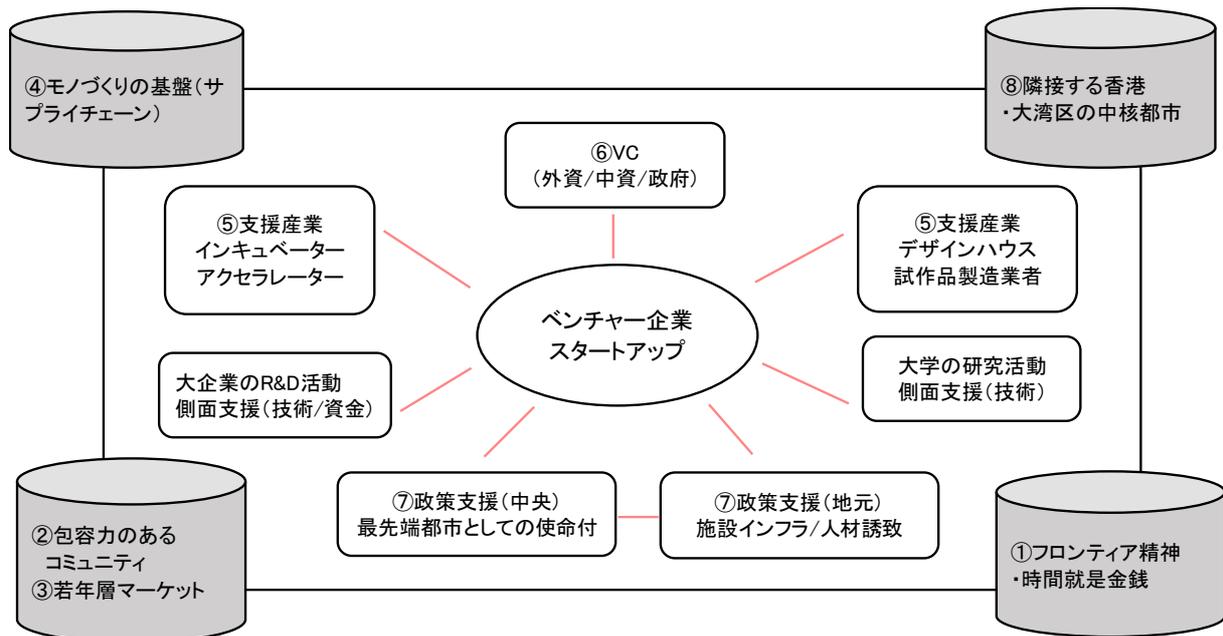
第3に「④高度なモノづくりの基盤（サプライチェーン）」が挙げられる。単純な組立加工から始まったモノづくりが世界の工場を中心地となり、多種多様な生産加工を受け持つにつれてサプライチェーン網の拡大と高度化を促してきた。製品でいえば、古くはテレビ・ビデオのような家電、大型精密系でいえば複写機、小型精密系でいえば携帯電話などが挙げられる。今や現地で製造できない製品はないといわれるほど、多種多様なサプライチェーン網ができている。その発展史において、特に部品アイテム数の多い日系複写機メーカーが当地のサプライチェーンの発展に大きく貢献したことは間違いなく、政府当局ともよく話題になるところである。

第4に「⑦政策支援（中央／地元）」が挙げられる。中央政府の「先端都市発展モデルの使命付け」「イノベーションの社会実装に対する理解」による後押しは他地域比非常に優位に働いている。中央政府は様々な行政の試験地として深圳を最初の候補に組み入れている。地元政府も『金は出しても事業には口は出さない』をモットーに、しがらみを生まない支援姿勢は他都市より高い自由度を生み出している。地元出身の幹部が非常に少なく、国営資本よりも民営資本が多いといったこともその要因であろう。また優秀人材の誘致にも非常に積極的である。孔雀計画と銘打った優遇策は大学数の少なさに起因する若手優秀人材不足を海外留学組や他地域からの優秀人材で補うのに一役買っている。これも高齢人口も少なく社会保障支出が少ないことからくる豊富な財政事情の為せる業である。

最後の第5は忘れてならない「⑧隣接する香港」である。海外との直接窓口である香港との地域交流は様々な面で優位に働き、海外の直接的な情報も入手し易いし、地の利を生かした協働政策も推し進めやすい。前海にある深圳と香港の合作区はその代表格であるし、現在進行中の協働事業も多く、今後も大いに期待できるところである。

ここまで主要な要素を詳しく見てきた訳だが、下記に概念図を描いたので併せて参照して頂きたい。支柱ともいえる4隅の要素が安定的な土台となり、枠内の主要素を機能的に連携させてスピード感のあるイノベーションを実現させているのがお解かり頂けるかと思う。

【図表3：深圳のイノベーションエコシステム】



出所：資料を基に執筆者作成

セコイアキャピタルのような世界 VC 大手は、2000 年代から深圳にも着目して活動していたし、Microsoft や Intel のような世界の大手企業も 2010 年代に入り、R&D (Research & Development) センターを置いて深圳のイノベーションエコシステムを活用している。日系企業もここ数年はイノベーションセンターを創設するといった具体的な動きも出始めているが、欧米勢や地場勢と比べて見劣りするの否めない。品質重視でアプローチ手法が違うといってしまうとそれまでかもしれないが、直接的もしくは間接的にでもこのエコシステムを活用しない手はないのではないだろうか（動向を継続的にフォローするだけでも価値があると個人的には思う）。

最後に、三菱 UFJ 銀行も支店に専担者を配置するなど地域に根差した取り組みに加え、最近では清華大学／北京大学とも MOU (Memorandum of Understanding) を結び、スタートアップのビジネスマッチング支援などにも積極的に取り組んでいる。今回のレポートは、やや概念的なところで終始したが、次回の寄稿時には活用事例も交えながらより深く考察したいと思う。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : tatsuya-matsumoto@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



カーボンニュートラルに向けた中国電力部門の低炭素化

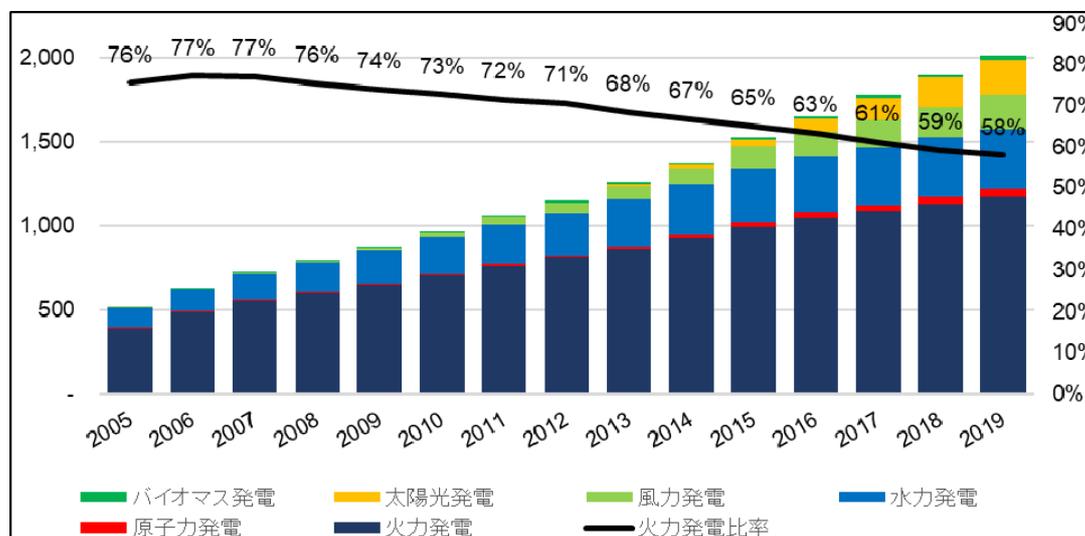
自然エネルギー財団  
 上級研究員 王嘉陽 (Wang Jiayang)  
 愛知学院大学  
 経済学部教授 (名古屋大学名誉教授) 藤川清史

2020 年 9 月の第 75 回国連総会において、中国の国家主席習近平氏は CO2 排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を 2060 年までに達成すると発表した。カーボンニュートラルの実現には、再生可能エネルギーなどによる化石燃料の代替が必要である。中国では石炭消費の約 5 割が発電用であるため、電力部門の低炭素化が最重要課題である。

1. 再生可能エネルギー導入による発電構造の低炭素化

中国は、パリ協定の自主目標である「2030 年までに CO2 排出のピークアウト」に加えて、2020 年 9 月の第 75 回国連総会にて「2060 年までにカーボンニュートラルの達成」という新目標を発表した。ただし、中国における一次エネルギー消費の約 58% (2019 年) は石炭であることから、石炭消費の削減が急務であり、特に石炭の約 5 割を消費する電力部門の低炭素化が最重要課題である。

【図 1 中国の発電設備容量の構成 (単位: GW)】



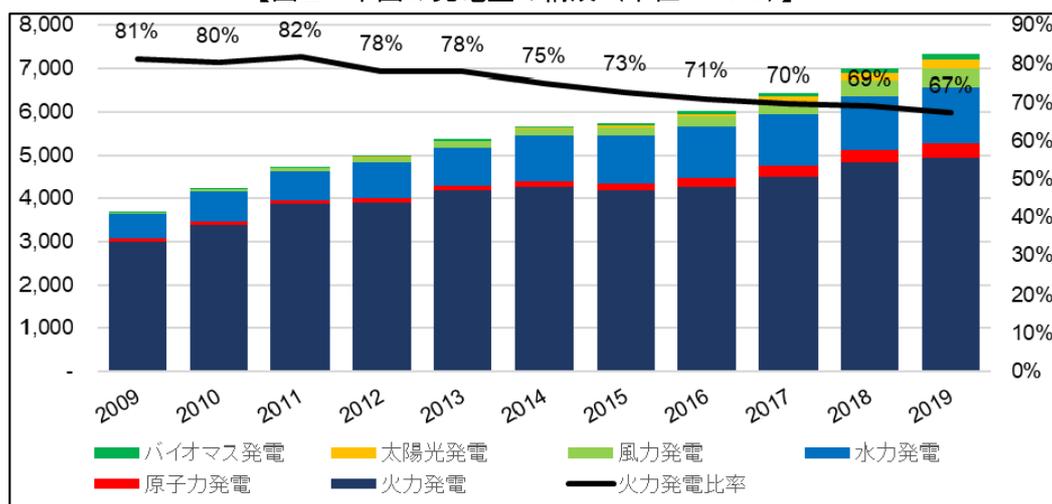
出所：中国国家统计局 (2019) と中国エネルギー局 (2020) の資料を基に筆者作成

図 1 は、中国の発電設備容量における構成の推移である。火力発電<sup>1</sup>が主力であるものの、近年における中国の電力部門は低炭素化が進んでいることがわかる。中国では 2006 年に「再生可能エネルギー法」が施行され、それ以降、再生可能エネルギー発電が急速に拡大していった。そのため火力発電が全体に占める割合は年々減少し、2018 年には 6 割を下回った。

<sup>1</sup> 中国では火力発電の燃料は石炭が中心となっているため、火力発電は石炭火力発電のことを指す。

2019年時点での非化石発電設備（再生可能エネルギー・原子力）の容量は842ギガワット（GW）であり、全体の4割を占めている。そのうち水力発電は356GW、風力発電は210GW、太陽光発電は205GW、バイオマス発電は23GW、原子力発電は49GWである。固定価格買取制度<sup>2</sup>（FIT：Feed-in-Tariff）の導入は風力発電が先行したため、当初は風力発電が大きく増加したが、現在では太陽光発電も風力発電と同等の規模になっている。2019年に建設された新設発電設備の容量の内訳をみると、再生可能エネルギー発電の新設容量は64.7GWで、火力発電の新設容量の41.2GWを上回っている。

【図2 中国の発電量の構成（単位：TWh）】



出所：中国国家统计局（2019）と中国エネルギー局（2020）に基づいて筆者作成

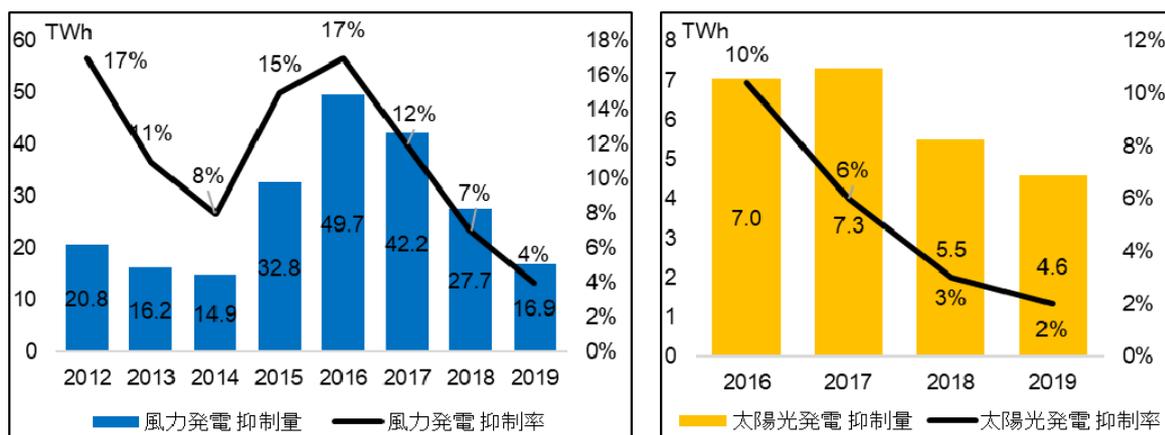
一方、発電量の構成をみると、2018年に火力発電による発電量は7割を下回った。2019年の非化石電源の総発電電力量は2,391テラワットアワー（TWh）で、全体の33%となった。そのうち水力発電は1,302TWh、風力発電は406TWh、太陽光発電は224TWh、バイオマス発電は111TWh、原子力発電は349TWhであった。注目すべきことは、前述のように発電設備容量では風力発電と太陽光発電がほぼ同規模であるが、発電量では太陽光発電は風力発電の半分程度でしかないということだ。同じ再生可能エネルギーであっても、発電効率は大きく異なるのである。

## 2. 再生可能エネルギー発電の出力抑制問題の改善

中国の再生可能エネルギー発電の急速な拡大とともに、さまざまな課題が表面化してきた。その1つが「再生可能エネルギー発電の出力抑制問題」である。出力抑制とは、発電設備自体の故障などによる出力停止ではなく、電力の供給過剰や送電システムの未整備などの理由によるもので、電力会社が発電事業者に対して出力の停止／抑制を要請するものである。

<sup>2</sup> 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部を消費者から賦課金という形で集めることで、発電事業者による高い再生可能エネルギーの導入を補助する。

【図3 中国の風力発電（左図）と太陽光発電（右図）の出力抑制量と抑制率】



出所：中国国家再生可能エネルギーセンター（2018a）および国家エネルギー局公表データを基に筆者作成

中国における再生可能エネルギーの出力抑制は、地元の電力需要が少なく、送電系統も十分ではない西北地域に集中している。図3が示すように、風力発電と太陽光発電の出力抑制率はともに2016年がピークとなり、出力抑制問題が深刻な西北地域では抑制率が30%以上になる地域もあった。

出力抑制問題を改善するため、各地域の出力抑制率目標値の設定や再生可能エネルギー電力の優先送電、および広域の電力供給網の調整などが行われ、2017年以降、再生可能エネルギー発電の出力抑制問題は劇的に改善した。なお、これにより2019年には風力発電の抑制率は4%、太陽光発電の抑制率は2%まで低下した。ただし、甘粛省と内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区などの地域では、抑制率の水準が5%以上に高止まりしており、さらなる努力が必要である。

### 3. 電力部門の低炭素化の将来展望

中国における再生可能エネルギー発電の促進政策の中心は、FITである。しかし、近年の再生可能エネルギー発電設備の技術進歩と運用経験の蓄積により、再生可能エネルギーの発電コストは石炭火力と同じ水準にまで低下している。2019年、中国政府は陸上風力発電に対するFITを2020年に終了すると発表した。太陽光発電のFITに関しては、大規模集中型太陽光発電のFITを2021年で終了することを検討している。つまり、中国の再生可能エネルギー発電は補助金対象から卒業して、グリッドパリティ<sup>3</sup>段階に入る。

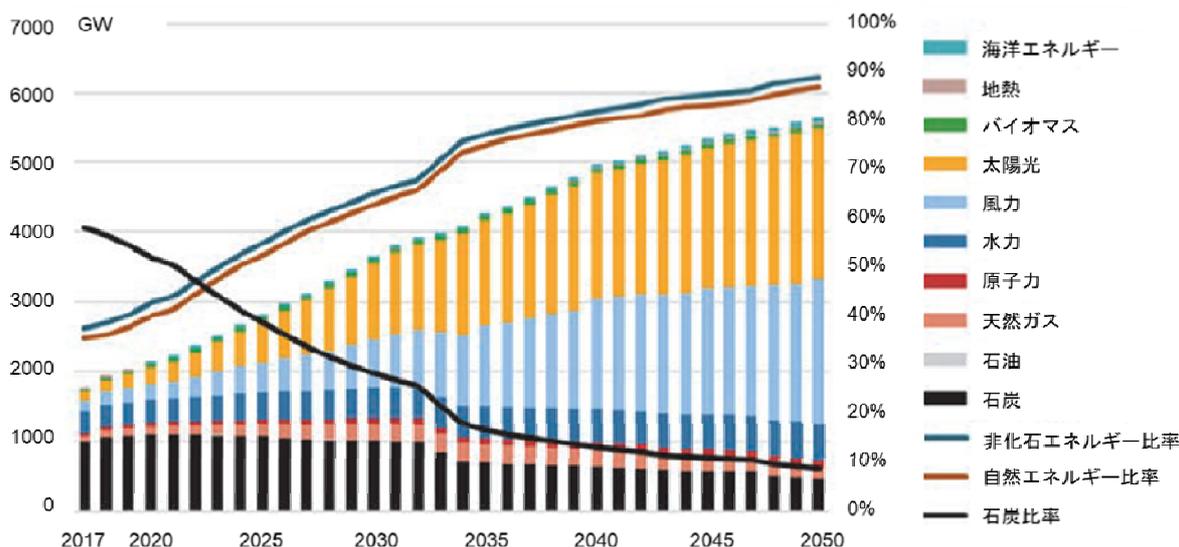
中国の国家発展改革委員会は、2019年と2020年にグリッドパリティプロジェクトを実施した。グリッドパリティプロジェクトとは、再生可能エネルギー発電事業者がFITの補助金を受けずに、所在地の石炭火力発電と同等の価格で売電する事業である。このプロジェクトに認定された再生可能エネルギー発電所は、20年間全発電量買取、優先送電、金融優遇措置、系統接続保障、送配電費用優遇など、さまざまな優遇措置を受けられる。2020年グリッドパリティプロジェクトに含まれた風力発電と太陽光発電は、それぞれ11.4GWと33.1GWであり、売電価格は0.25~0.45元/kWh（日本円に換算したら4~7円）である。

グリッドパリティプロジェクトの目的は、補助金に依存しない再生可能エネルギー発電事業モデルを開発し、再生可能エネルギー発電事業を運営する企業の競争力を高めることである。これによって、FIT終了後も中国の電力部門の低炭素化がさらに加速する見通しである。

<sup>3</sup> グリッドパリティとは、再生可能エネルギーの発電コストが既存の電力のコストと同程度に下がり、両者が同じ競争条件になることを指す。

今後の電力部門の低炭素化について、中国国家再生可能エネルギーセンターが予測している（図4）。中国の最終エネルギー需要は「電気化」、電力消費量と発電設備容量はさらに増加すると予測されている。新たな設備容量は風力と太陽光が中心となり、2050年ではそれぞれの設備容量が30%程度になる見込みである。一方、石炭火力は漸減し、2050年には、石炭火力を含む化石燃料発電の設備容量は全体の10%以下になると見込まれている。

【図4 中国の発電設備構成の予測】



出所：中国国家再生可能エネルギーセンター（2018b）China Renewable Energy Outlook 2018、p.143 を筆者が翻訳

#### 4. 結論

中国政府は、カーボンニュートラル目標の実現に向けて電力部門の低炭素化に傾注している。FITなどの再生可能エネルギー発電促進政策に支えられ、現在では中国の再生可能エネルギー発電の設備容量は全体の約4割を占めている。今後、出力抑制問題が解決し、グリッドパリティが実現すれば、電力部門の低炭素化はさらに加速すると考えられる。こうした中国における電力部門の低炭素化の努力は地球温暖化防止に極めて有効であり、日本も見習うべきところがある。

#### 参考文献

- ・ 中国国家統計局（2019）『中国能源統計年鑑 2019』中国統計出版社（中国語）
- ・ 中国エネルギー局（2019）『2018年再生可能エネルギーの運転状況』（中国語）  
[http://www.nea.gov.cn/2019-01/28/c\\_137780519.htm](http://www.nea.gov.cn/2019-01/28/c_137780519.htm)
- ・ 中国エネルギー局（2020）『2019年再生可能エネルギーの運転状況』（中国語）  
<https://cec.org.cn/detail/index.html?3-278950>
- ・ 中国国家再生可能エネルギーセンター（2018a）『中国再生可能エネルギー産業発展報告書 2018』中国経済出版社（中国語）
- ・ 中国国家再生可能エネルギーセンター（2018b）『China Renewable Energy Outlook 2018』（中国語）

（執筆者連絡先）

自然エネルギー財団 上級研究員 王嘉陽 (Wang Jiayang) wangjiayang0000@yahoo.co.jp  
愛知学院大学 経済学部教授 (名古屋大学名誉教授) 藤川清史



## 米バイデン新政権の外交・通商政策とアジア諸国の見方

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部  
上席研究員 福地亜希

2021年1月20日に米国の新大統領に就任したバイデン氏は、外交分野において、トランプ政権の「米国第一」主義から決別し、国際協調、同盟国との連携を重視した上で、多国間主義的なアプローチをとることを強調している。

本稿では、バイデン政権の外交・通商政策について、アジア関連を中心に整理するとともに、米中関係を踏まえたアジア諸国の見方についても考察したい。

### バイデン政権は当面は国内問題優先、対外的には信認の回復が取り得る選択肢

外交・通商政策に関して、2020年8月に民主党大会で採択された「民主党政綱（以下、綱領）」（全10項目）<sup>1</sup>では、最後に「米国のリーダーシップを刷新する（Renewing American Leadership）」ための施策として言及がなされている（第1表）。アジア太平洋地域においては、「同盟国やパートナーと連携して、互いに共有する繁栄、安全保障、価値観の増進を目指す」方針である。中国に対しては、経済、安全保障、人権に関わる重大な懸念があれば、明確に反対する姿勢を示す一方、気候変動や核不拡散など、共通の利益に対しては協力を模索する方針を示している。なお、バイデン氏は、対中制裁関税について、「懲罰的な貿易手法はとらない」としつつも、即座に撤廃等は行わない方針を示しているほか、ハイテク分野での覇権争いにみられるような対中強硬策は、議会超党派でのコンセンサスであり、政権交代後も基本路線は変わらないとみられる。

他方、バイデン氏は、大統領就任後、最初に取り組む（day one）政策<sup>2</sup>として、「新型コロナウイルス」、「経済回復」、「人種平等」、「気候変動」の4分野を掲げるなど、当面はコロナ対応をはじめとする国内問題に優先して取り組まざるを得ない。「綱領」の中で、「米国内での競争力向上に投資する前に新たな通商協議は行わない」とされていることから、早期の通商協議復帰の可能性は低い。また、通商や関税に関して議会が独占的権限を持つ中、民主党が上院においても事実上の過半数を確保したとはいえ、承認を獲得するのは容易ではない。大統領に通商交渉に関する権限を一時的に付与する現行の大統領貿易促進権限（TPA）法（2015年6月29日成立）は、当時のオバマ政権が、民主党が強硬に反対する中、共和党との協力により成立させた経緯があり、2021年7月1日の失効前に再付与（期限を書き換えた法案の成立等）が実現するかは不透明である。

また、グローバル化の結果、国内製造業の雇用が失われ、所得格差が拡大したとの見方が強まる中、これまで以上に労働者の利益確保を重視した通商政策が内政上求められている。バイデン氏は、2020年7月に外交政策に関するスピーチの中で、「これまでのような貿易に戻ることはない」<sup>3</sup>と明言し、労働や環境など、あらゆる利害関係者の声を反映した新たなルールやプロセスの必要性を強調している。実際、「綱領」では、「将来の貿易協定では、労働・人権・環境に関する拘

<sup>1</sup> Democratic National Committee [2020]

<sup>2</sup> <https://buildbackbetter.gov/>

<sup>3</sup> <https://joebiden.com/americanleadership/>

束力のある規定を追及する」方針が示されている。そのため、民主党内の急進左派勢力のほか、労働組合や環境保護団体など、党の重要な支持基盤への配慮が不可欠となっている。

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP 以下、TPP)」についてバイデン氏は、「完璧ではないが、労働者、環境、知的財産、透明性に関わる高い基準において国々と結束し、中国に対して共同で圧力をかけるという理念については良い考えである」<sup>4</sup> と前向きに評価していた経緯がある。もっとも、2016 年に米国労働総同盟・産業別組合組織 (AFL-CIO) は、「中国は、サプライチェーンを通じて TPP 参加国の全てと密接な関係にあり、TPP に参加せずに利益を享受することができること」、「TPP は、自由な労働組合がなく、賃金が中国の 3 分の 1 程度のベトナムに相対的に有利であること」などから、TPP 反対の立場を表明<sup>5</sup> しており、復帰へのハードルは高い。

なお、2021 年 1 月 20 日の大統領就任初日にバイデン大統領は、地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」に復帰するための文書に署名し、規定に基づき、手続きから 30 日後の 2 月 19 日に正式復帰したほか、WHO (世界保健機関) からの脱退も撤回している。2 月 19 日にオンライン形式で開催された G7 の首脳声明では、「2021 年を多国間主義のための転換点とする」と明記され、ミュンヘン安全保障会議 (オンライン特別会合) では米欧同盟の修復を強調した。このように、外交・通商面では、議会の承認が不要な多国間協議の場への復帰、同盟関係の修復・強化などにより、まずはトランプ政権下の 4 年間で失われた米国に対する信頼の回復に努めることが、取り得る選択肢となる。

第 1 表：民主党政策綱領における通商・アジア関連施策

世界経済・貿易	
■	全ての米国人の雇用のために戦い、世界経済の中で公平に挑戦できる機会を確実にする
■	国内での競争力向上に投資する前に新たな通商協定は行わない
■	将来の通商協定では、労働・人権・環境に関する拘束力のある規定を追及する
■	米国が同盟国やパートナーとともに世界貿易の条件を形成しなければ、中国が形成し、米国の中間層が代償を払うことになる
■	経済・金融制裁については、戦略的に同盟国と連携して利用すれば有効だが、誤用すれば米国の国益を損ないかねない
アジア太平洋	
■	米国は太平洋の大国として、同盟国・パートナー国と連携し、互いに共有する繁栄・安全保障・価値観の増進を目指す
■	中国に対しては、経済、安全保障、人権に関わる重大な懸念があれば、明確に反対する
✓	為替操作や違法な補助金、知的財産権の盗用を含む中国政府の不正な貿易慣行から米国の労働者を保護する
✓	「航行の自由」へのグローバルなコミットメントを強調し、南シナ海における中国の軍事的威嚇に対抗する
✓	台湾関係法にコミットし、兩岸関係の平和的解決を支援する
✓	香港市民の民主的権利を支持する
✓	ウイグル人やその他の少数民族に対する弾圧を非難する
■	気候変動や核不拡散など共通の利益に関わる問題に対しては、中国と協力する
■	この地域における日本、韓国、豪州など主要な同盟国との関係を強化する
■	タイとフィリピンとの同盟が、共通の価値観に沿ったものとなるよう働きかける
■	北朝鮮については、同盟国との連携や外交を通じて、長期的な非核化を目指す
■	東南アジア諸国連合 (ASEAN) のような地域的な多国間組織への関与を再拡大する
■	世界最大の民主主義国家であるインドとの戦略的パートナーシップを維持する

(資料) The Democratic National Committee [2020]より国際通貨研究所作成

<sup>4</sup> CFR [2019]

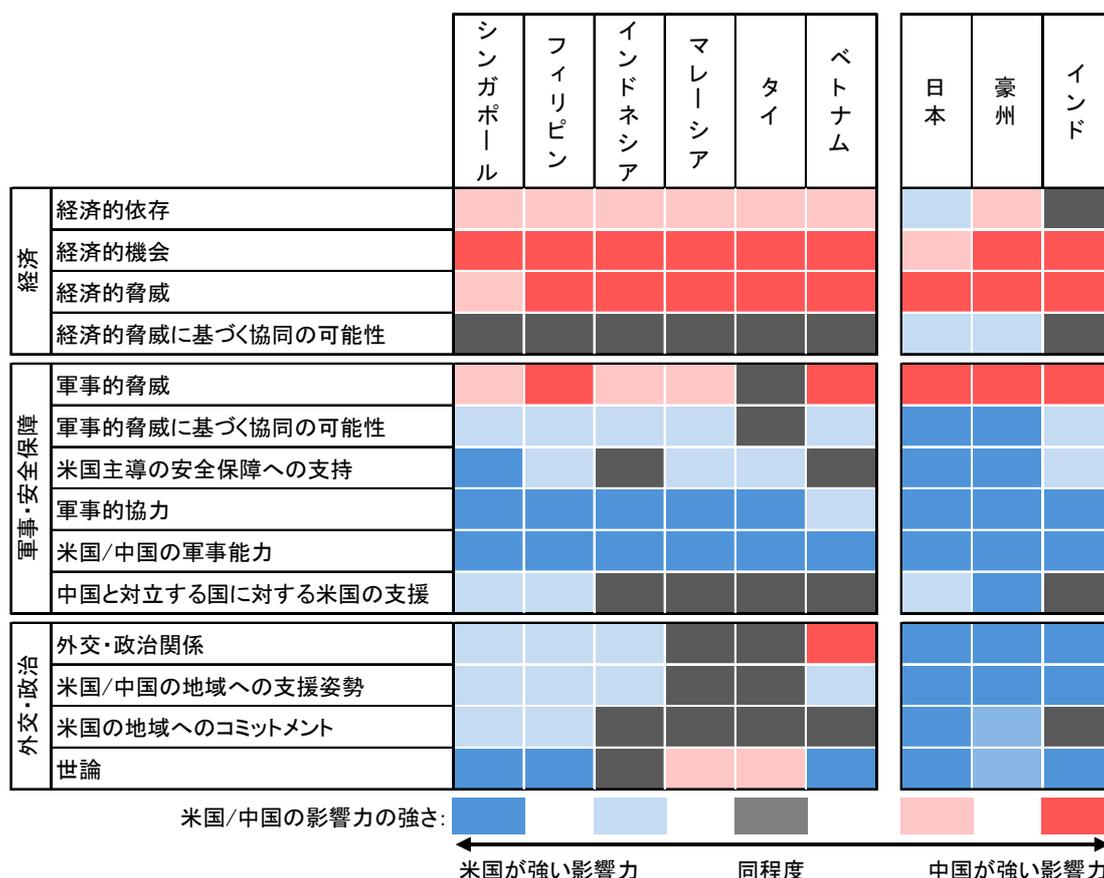
<sup>5</sup> AFL-CIO [2016]

ASEAN はバランス外交による国益最大化が基本スタンス、「米中二者択一」は望まず

こうした米国におけるバイデン政権の誕生を、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 各国はどう捉えているのだろうか。まず ASEAN は、「ASEAN 中心性」に基づく「インド太平洋に関する ASEAN・アウトック (ASEAN Outlook on the Indo-Pacific: AOIP)」を大原則としている。利害が競合する戦略的環境の中で中立性を保ちつつ、この地域において中心的かつ戦略的な役割を果たすことを目指している。伝統的な外交スタンスとして、どの大国とも良好な関係を維持しながら、国益の最大化を追求する、バランス外交を採用する国が多い。

ASEAN にとって米国は、アジア地域に安定と繁栄をもたらし、死活的に重要な利害を有する「レジデントパワー」である一方、中国は目の前に存在する大国である。貿易やサプライチェーン、観光など、経済面での中国への依存度が高く、双方との良好な関係を構築するのが望ましく、「米中二者択一」は望んでいない<sup>6</sup>。もっとも、ASEAN では、中国に対して経済的な「機会」と捉えると同時に、「脅威」と捉える見方も少なくなく、各国の対中関係には濃淡がある (第1図)。他方、中国を軍事的脅威と捉える見方は、南シナ海の領有権問題で対立するベトナムやフィリピンでより強く、地域の安全保障に果たす米国の役割や支援への期待は根強い。

第1図：東南アジア諸国、日豪印における米国・中国の影響度合い



(資料)RAND Corporation[2020]より国際通貨研究所作成

近年、フィリピンのドゥテルテ政権やインドネシアのジョコウィ政権など経済開発・成長を優先する政権は、インフラ投資加速のための手段として、中国との経済関係を緊密化し、中国からの投資・支援の活用を進めているが、必ずしも中国一辺倒ではない。フィリピンは、南シナ海の領有権

<sup>6</sup> Lee Hsien Loong [2020]

をめぐる対立を棚上げしているものの、2016年7月の仲裁判決を無効とする中国の要求は受け入れていない。インドネシアでも、中国マネー及び労働者の流入への懸念が強まっているほか、ジョコウィ大統領に対する「共産主義者」というネガティブキャンペーンへの警戒もあり、慎重な対応が求められている。また、中国の通信機器最大手、華為技術（ファーウェイ）の次世代通信規格（5G）の導入でも対応が分かれており、2020年半ば以降は、調達先の多角化を模索する動きが散見される（第2表）。

トランプ政権下では、ASEAN 大使が派遣されなかったほか、4年連続の東アジアサミット欠席など大統領自身の ASEAN 軽視により米国の信頼性は低下したが、現実的脅威である中国の軍事的拡大に関して、対中強硬路線、南シナ海における「航行の自由作戦」など、軍事的プレゼンスの拡大を ASEAN は評価している。

このため、バイデン新政権に対しては、多国間主義への回帰や政策の予見可能性の向上に加えて、ASEAN に対する関与の拡大を期待する一方、人権問題や民主主義への圧力の警戒もある。新国務長官に就任したブリンケン氏は、2020年8月の ASEAN 設立 53周年に際して、「バイデン大統領は見える形で ASEAN を重要事項に取り込む」とツイートしている。就任後、各国外相との電話会談では、同盟関係や戦略的パートナーシップの重要性を確認するとともに、「インド太平洋」における「ASEAN 中心性」を尊重する方針を示した。他方で、バイデン政権は、民主化運動に対する政府の弾圧など、各国の非民主的な動きに対しては批判的な立場をとっている。2021年2月1日のミャンマー国軍によるクーデターを受けて、バイデン政権は、クーデターを非難するとともに、2月10日には第1弾の制裁措置に関する大統領令<sup>7</sup>に署名した。ASEAN の個別国では、シンガポール、マレーシア、インドネシアが「懸念」を表明した一方、タイ、カンボジア、フィリピンは、ミャンマーの「内政問題」として静観する姿勢を示すなど、温度差がみられる。今後、いかに見える形で ASEAN への関与を拡大させていくか、バイデン政権の対アジア外交・通商政策が注目される。

第2表：ASEAN 主要国の次世代通信規格（5G）への主な参加企業

国名	業者名	契約業者	公表時期
インドネシア	XI Axiata	Ericsson(Sweden)	2020年8月
	Smartfren	ZTE(China)	2019年10月
	Telkom	ZTE(China)	2019年6月
マレーシア	Axiata Group	Huawei(China), Ericsson(Sweden)	2020年5月
	Maxis	Huawei(China)	2019年10月
フィリピン	Globe Telecom	80% Huawei(China), 20% Ericsson(Sweden) & Nokia(Finland)	2020年9月
タイ	True Corporation	ZTE(China)	2020年7月
ベトナム	Viettel	Ericsson(Sweden)	2019年9月
	Vinaphone	Nokia(Finland)	2019年4月
シンガポール	Singtel	Ericsson(Sweden)	2020年6月
	M1	Nokia(Finland)	2020年6月
	Starhub	Nokia(Finland)	2020年6月

(注)赤字は中国企業。タイでは、2020年9月にデジタル経済社会省傘下のデジタル経済振興機関(DEPA)と華為技術(Huawei)が共同で5G関連技術やサービスのR&D拠点を設置。

(資料)ISEAS資料等より国際通貨研究所作成

<sup>7</sup> <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/02/11/fact-sheet-biden-harris-administration-actions-in-response-to-the-coup-in-burma/>

## &lt;主な参考文献&gt;

- 大庭三枝編著 [2016]、『東アジアのかたち—秩序形成と統合をめぐる日米中 ASEAN の交差』、千倉書房、2016 年 8 月
- 山影進 [2018]、「ASEAN 諸国の対中関係を専門家はどうか捉えているか」『青山国際政経論集』101 号、2018 年 11 月  
(<https://www.sipeb.aoyama.ac.jp/uploads/03/2c270cf48a4b6fdac8af866761db67754aa123a6.pdf>)
- The American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations (AFL-CIO) [2016], “The U.S.-China Economic Relationship: The TPP is Not the Answer,” March 16, 2016  
(<https://aflcio.org/reports/united-states-china-economic-relationship-tpp>)
- Council on Foreign Relations (CFR) [2019], “Candidates Answer CFR’s Questions: Joe Biden” August 1, 2019  
(<https://www.cfr.org/article/joe-biden>)
- Dadush, U. and G. Wolff [2020], “What should Europe expect from American trade policy after the election?,” Bruegel Blog, October 8, 2020  
(<https://www.bruegel.org/2020/10/what-should-europe-expect-from-american-trade-policy-after-the-election/>)
- Democratic National Committee [2020], “The 2020 Democratic Platform,” August 18, 2020  
(<https://democrats.org/where-we-stand/party-platform/>)
- Joseph R. Biden, Jr. [2020], “Why America Must Lead Again - Rescuing U.S. Foreign Policy After Trump -,” Foreign Affairs March/April 2020  
(<https://www.foreignaffairs.com/articles/united-states/2020-01-23/why-america-must-lead-again>)
- Lee Hsien Loong [2020], “The Endangered Asian Century - America, China, and the Perils of Confrontation -,” Foreign Affairs July/August 2020  
(<https://www.foreignaffairs.com/articles/asia/2020-06-04/lee-hsien-loong-endangered-asian-century>)
- RAND Corporation [2020], “U.S. Versus Chinese Powers of Persuasion - Does the United States or China Have More Influence in the Indo-Pacific Region? -” RESEARCH BRIEF RB-10137-AF November 12, 2020  
([https://www.rand.org/pubs/research\\_briefs/RB10137.html](https://www.rand.org/pubs/research_briefs/RB10137.html))

(執筆者連絡先) 公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部  
上席研究員 福地亜希  
E-mail : aki\_fukuchi@iima.or.jp



対ドル相場は暫時調整局面に

三菱 UFJ 銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
シニアアナリスト 井野鉄兵

3月のレビュー

中国人民元対ドル相場は 6.46 台後半で取引開始。米長期金利の上昇でドル高圧力が強まるなか、9 日にかけて昨年末以来となる 6.54 台まで下落。人民銀行副総裁が「市場の期待を効果的に管理し導くため、金融政策運営のルールと透明性を一段と高める」と発言し、これが急速な相場変動への牽制と受け止められたことから、一旦ドル高人民元安の動きが沈静化した。もっとも、その後も 6.50 絡みでは上値が重く、月末にかけては再びドル高人民元安基調が鮮明となり、30 日には昨年 12 月初以来の 6.58 近辺まで下落して月末を迎えている。

「リフレトレード」が変調を来し、対ドル相場は弱含みに

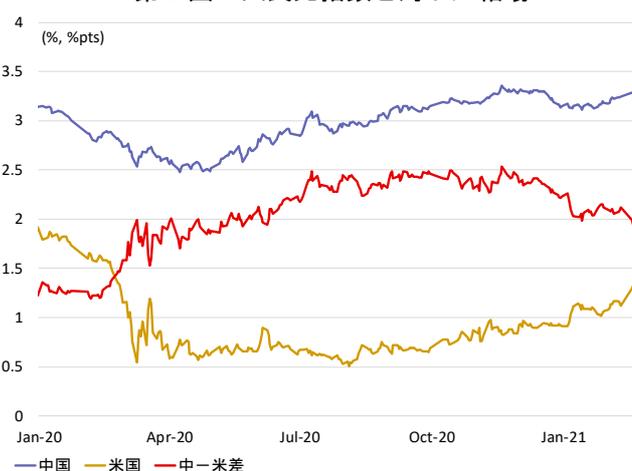
3 月に入り、世界的な株価の上昇、米（長期）金利の上昇加速が継続するなか、外国為替市場ではドル安の巻き戻しが鮮明となった。人民元の対ドル相場も、中国側に特段の人民元売り材料が浮上したものではないなか、米中金利差縮小が意識され、年初の上昇分を解消（第 1 図）。12 月初来の水準まで押し戻されている。一方この間、人民元の名目実効為替相場でもある人民銀行運営の中国外国為替取引システム（CFETS）算出の人民元指数は 2018 年 6 月以来の高値水準で高止まりしている（第 2 図）。ひとまず、対ドル相場での下落は、ドル高が主な要因と整理してよさそうだ。2 月高値からの対ドル相場下げ幅は 2.5%弱であり、昨年後半以降の人民元高対応に苦慮していた（とみられる）人民銀行としても、米国由来のドル高による対ドル相場の反落を静観、一段のドル高すら期待しているといったところではなかろうか。

第 1 図：中国、米国の長期金利と同較差



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元指数と対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 人民元高対応に苦慮する当局も一息か

3月は、あわせて「两会」と呼ばれる第13回全国人民代表大会（全人代）第4回会議と全国政治協商会議（政協）と、米国との外交トップ会談が実施された。

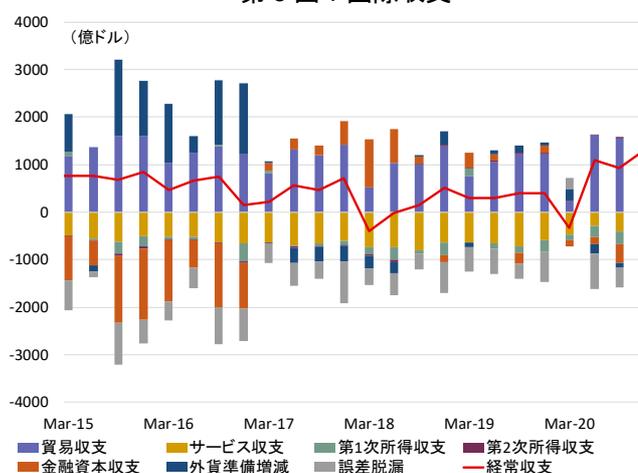
两会では、今年を初年度とする第14次5か年計画、2035年までの長期目標概要が採択された。今年の経済政策については、「実質GDP成長率6%超」「都市部で1,100万人の新規雇用創出」「都市部調査失業率5.5%」「消費者物価指数インフレ率3%」といった数値目標が決められている（第1表）。また、世界経済の不安定さと国際情勢の不確実性が残るなか、国内経済の「脆弱さが残る」としたうえで、マクロ経済政策、金融政策の急転換は回避するとの方針が改めて確認された。為替相場についても従来の「合理的で均衡のとれた水準に安定させる」との方針を維持。コロナ禍後に経常収支の黒字が拡大基調となるなか、今年は「国際収支の基本的な均衡」を目標に掲げる（第3図）。国民の対外投資を促す規制緩和など金融資本収支面での取り組みを通じて、人民元高を抑制するスタンスとみてよさそうだ。

第1表：2021年の主な目標

- ・ 実質GDP成長率6%超
- ・ 都市部で1,100万人の新規雇用創出
- ・ 都市部調査失業率5.5%
- ・ 消費者物価指数インフレ率3%
- ・ 輸入、輸出の量と質双方の着実な拡大
- ・ 国際収支の基本的な均衡
- ・ 個人所得の安定した成長
- ・ 環境のさらなる改善
- ・ GDP単位あたりのエネルギー消費量を3%削減
- ・ 主要な汚染物質排出量の継続的な削減
- ・ 穀物生産量6.5億トン超

(資料) 中国国営国際報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第3図：国際収支



(資料) 中国SAFEより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 米中関係改善期待は薄れる

一方、3月18日から米アンカレッジで開催された、米中外交トップによる会談は、春節直前の両国首脳電話会談を経て実現したものだったが、あらゆる面で米中の距離を縮めるものにはならなかった模様だ。会談前には、7月の中国共産党結党100周年を前に、習近平国家主席が訪米したうえで首脳会談開催が念頭にあるとも報じられていたものの、構想は立ち消えとなった格好だろう。経済面では、米通商代表に就任したタイ氏が、これまでに賦課してきた対中関税維持の方針を表明するなど、バイデン政権の対中姿勢は中国側の期待とは裏腹に強硬なものであることを改めて確認することとなった。金融市場においても、米中関係の緊張緩和への期待が薄れ、トランプ政権時代とさほど変わらない緊張状態が継続することが前提になりつつある。中国当局がこれまでの人民元高容認姿勢を大きく転換させるものにはならないだろうが、引き続き人民元指数が高止まりしている点も踏まえると、積極的な人民元買いの手は緩める必要がある状況になっていると言えそうだ。

**短期的には対ドルで一段安のリスク**

4 月の見通しという点では、引き続き、米長期金利上昇とドル買戻しの程度がどこまでかという外部要因主導の展開となろう。米国では新型コロナワクチン接種が進み、直近の情報では、4 月中にも全成人が接種可能となるという。金融市場も米経済に対しては、すでにいわゆるアフターコロナの環境を標榜しつつあり、欧州など主要国との格差が鮮明となってきている。人民元の対ドル相場についても、これまでのコロナ禍からの回復過程における中国優位との見方が薄れつつあるなか、目先は中一米金利差縮小とともに、対ドル相場での人民元安圧力がかかりやすい時間帯が続くとみておきたい。すでに 6.60 台が視野に入っているが、ドル買いの勢い如何では 6.70 といった水準を伺う展開になることも想定しておくべきだろう。

もっとも現時点では、中期的にはドル安人民元高の基調に回帰するとの基本シナリオを維持する。29 日 (30 日東京時間朝) には FTSE ラッセルが旗艦インデックスである世界国債インデックス (WGBI) に 10 月以降、中国国債を組み入れることを発表した。向こう 3 年で 5.25% までウエイトを引き上げるとのことだ。WGBI をベンチマークとするファンドは現状 2.5 兆ドル規模となっており、資産残高全体の拡大も踏まえると、向こう 3 年で合計 1,500 億ドル規模の対内証券投資流入を促す可能性があると考えられる。また、この先 IMF による 5 年ごとの SDR 見直しも予定されており、こちらでも人民元のウエイトが引き上げられると見込まれる。中国当局は金融資本収支面で、対外投資を促す姿勢を鮮明にしているものの、当面は対内証券投資の流入圧力も衰えにくいだろう。したがって、足もとの動きがすなわち人民元安基調への転換とみることはできない。

予想レンジ

	21 年 4~6 月	7 月~9 月	10 月~12 月	22 年 1 月~3 月
USD/CNY	6.40~6.70	6.40~6.70	6.30~6.60	6.25~6.55
CNY/JPY	16.4~17.2	16.4~17.2	16.3~17.3	16.3~17.3

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021 年 3 月 31 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei\_ino@mufg.jp



## 税務会計: OECD の「新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格執行ガイダンス」が中国の移転価格分析及び実務対応にもガイダンスを提供

KPMG中国  
税務部  
平澤尚子

### 背景

2020 年 12 月 18 日、OECD は新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格ガイダンス (以下「ガイダンス」) を公表し、新型コロナウイルス感染症が独立企業間原則の適用にもたらす実務上の挑戦における分析と意見を提供した。

当該ガイダンスは既存の OECD 移転価格ガイドライン (2017 年版) の枠組みを超えるものではなく、1.比較可能性分析、2.損失と新型コロナウイルス感染症による特別費用の配分、3.政府支援プログラムによる移転価格分析への影響、4.事前確認 (APA) の 4 つの課題の解決に重点を置いている。以下にてこの 4 つの課題について具体的に紹介する。

### ガイダンスの概要

比較可能性分析に関して公開された情報ソースは、2020 年度の比較可能性分析の根拠材料として使用できる。2020 年度の実績データを予算データと比較することにより、新型コロナウイルス感染症が損益計算書に与える影響を推計することが可能だとガイダンスで述べている。比較可能性分析に基づき、合理的なビジネス判断、事後データや情報の運用、各種移転価格方法の採用も補足として活用できる。

一方、詳細な分析を行わずに、2008/2009 年の経済危機時のデータを比較可能性分析に直接引用することは適切とはいえないとしている。また、同じロケーションに位置する市場は、新型コロナウイルス感染症から受けた影響も類似する可能性があるため、地理的な所在地が 2020 年度の比較可能性分析で最も重要な比較基準となり得る。そのため、2020 年度に選定される比較対象企業が大幅に更新される可能性がある。比較可能性分析のその他の重要な条件に合致していれば、赤字企業も比較対象企業として選定される場合もある。

損失と新型コロナウイルス感染症による特別費用の配分については、既存の OECD 移転価格ガイドラインに提示されているリスク分析の枠組みを用いて分析できる。なお、「限定的リスク」を担う企業が損失を負担できるか否かに関しては、既存の OECD 移転価格ガイドラインにて「限定的リスク」を明確に定義していないため、それらを判断できる統一した基準はない。

新型コロナウイルス感染症による運営又は特別費用をいかに関係者間で配分すべきかについては、依然として具体的に機能・リスク分析を行う必要がある。また、ガイダンスでは比較可能性分析において新型コロナウイルス感染症により生じた特別費用をいかに考慮すべきか、不可抗力がどのように新型コロナウイルス感染症による損失の配分に影響するかなどについても分析している。

移転価格の観点から政府支援プログラムを見ると、支援プログラムの種類と性質が多岐にわたるため、関連者取引に重大な経済的影響を与える項目のみを詳細に分析する必要がある。通常、政府

による支援は、特定の国の市場環境要因として扱われ、現地市場の特徴の1つとして既存のOECD移転価格ガイドラインの関連規則を適用できる。政府支援は、企業がリスクから被るマイナスな影響を軽減するものの、関連者取引における既存のリスク配分状況を変えることはない。しかし、政府支援は確実に比較可能性分析に影響する。国・地域によって政府支援プログラムが異なる（又は会計処理において相違点がある）可能性があるため、検証対象企業と異なる国・地域から選定された比較対象企業は、比較可能性を有していないおそれがある。

事前確認（APA）に関して、締結済みの事前確認に対して、納税者は協力的かつオープンに税務当局と適時協議すべきである。経済状況の変化の下で納税者と税務当局が依然として既存の事前確認による制約を受けているかという問いに対しては、重要な仮設に反し、事前確認の取消や修正に至る事情がない限り答えは「イエス」で、既存の制約を受けている。経済状況の変化が重要な仮設に反しているかは、ケースバイケースで分析する必要がある。

仮に重要な仮設条件を満たせなくなった場合、現行の移転価格ガイドラインでは、修正、取消（取消日以降から無効）、撤回（最初から無効）の3つの結果を記載しており、それぞれに適用状況を分析している。新型コロナウイルス感染症がいかに協議中の事前確認に影響するかについて、ガイダンスでは、事前確認における税収確実性の確保及び将来の税務紛争の回避における価値を強調するとともに、事前確認の協議プロセスを加速させるため、新型コロナウイルス感染症の拡大においてリモートやビデオなどのよりフレキシブルな方法で、協議合意を促進すべきであると指摘している。

## 著者の所見

2020年を通して見ると、プラス面かマイナス面かにかかわらず、新型コロナウイルス感染症の拡大は、既に多くの企業の事業展開及び関連取引に重大な影響を与えている。企業は、まもなく2020年度の所得税確定申告及び関連取引の申告業務に取り組むこととなる中、これは、新型コロナウイルス感染症拡大後の最初の年度税務コンプライアンス業務であり、企業の財務・税務担当者に新たな課題と挑戦をもたらすだろう。

今後の国際情勢及びマクロ環境から見て、新型コロナウイルス感染症による国際経済システムへのマイナスな影響は持続され、貿易と投資の自由は依然としてさまざまな外的要因からもたらされる深刻な問題に直面していくだろう。このようなマクロ環境において、国際的な税源争奪が激化し、多国籍企業の税務及び移転価格管理により厳しい要件が課されるであろう。

このような外的環境に対応するため、企業が今後の税務及び移転価格管理において以下の課題に取り組み、短期的及び中長期的な措置を実施し、企業の税務／移転価格管理の枠組みをコントロールする能力及び企業課税の予測能力を全面的に向上することが重要である。

### ●新型コロナウイルス感染症流行期間中の移転価格税制及び業務状況について明確に整理し、記録する

間近に控えた確定申告及び移転価格申告において、2020年度の移転価格申告のタイミングでは公開チャネルから2020年度の比較対象企業の財務データを大量に取得できない。そのため、自社の利益率を同じく新型コロナウイルス感染症の影響を受けた比較対象企業の2020年度データと直接比較できない、というジレンマがある。このような期間的差異が存在するため、多くの企業はローカルファイルで特殊要因分析を実施する必要がある。

今回OECDが公表したガイダンスでは、企業が新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、業務量の減少、生産能力の遊休、余分なコストの発生など、2020年の移転価格比較可能性

分析において考慮すべきことを特に強調している。十分かつ詳細な証拠材料がある場合、企業は新型コロナウイルス感染症拡大前の市場及び業務に基づき推計した財務予算データを、移転価格分析の根拠資料として使用できる。これらの情報を企業が、新型コロナウイルス感染症によるマイナス影響を除外した場合に、実現すべき営業利益水準の試算に用いることで、企業の2020年度の移転価格の執行結果が独立企業間原則に合致するか否かを評価できる。

上述のすべての分析において、企業の財務・税務部門及び業務部門は、信頼性の高い正確かつ詳細な業務と財務関連の基本情報（財務データ、業務予算、費用支出、通常状態における市場業務記録など）を準備しなければならない。企業の財務・税務部門は、2021年初頭から2020年度のあらゆる財務データの準備に早めに取り掛かり、かつ業務部門と緊密に連絡を取り合い、税務申告作業を開始するまでに必要となる基本的な定量及び定性的な情報を可能な限り準備するよう推奨する。

回復が早く、新型コロナウイルス感染症による影響が比較的短期間である企業の財務・税務部門は、2020年において企業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間の財務データと2020年中・後期以降に通常営業に戻った期間の財務データを正確に区分するよう推奨する。企業が通常営業に戻った後の財務データが、合理的かつ独立企業間原則に合致する移転価格ポリシーの執行の結果であることを反映できる場合、当該分析結果は、その年度の全体的な移転価格分析にとって強力な証拠材料となる。

#### ●通常の移転価格システム内で特別リスク対応体制を確立する

2018年以降、多くの中国企業は海外事業でさまざまな外的要因によるマイナス影響を経験してきた。これには、米中貿易関税摩擦、米国政府による中国のハイテク企業への制裁、及び2020年初頭から拡大している新型コロナウイルス感染症などが含まれる。

一方、中国の工業生産能力及び消費市場の急速な回復から、世界経済において中国の果たす役割は益々重要になってきたといえる。一部の多国籍企業は、より安定した生産能力の配置及び予測可能な投資収益を確保するために、より多くの投資及び事業を中国で展開している。これらの投資をより適切に管理し、今後の国際政治経済環境において円滑な運営を展開するために、多国籍企業はこれらの外的要因に対してより効果的で包括的な管理を実施する必要がある。このような管理システムを確立するにあたり、全面的に企業の業務及び経営の詳細に触れる必要があるとともに、各国の市場の特殊性、マクロ経済及び租税政策などの要因も併せて考慮に入れるべきである。

多国籍企業の関連者取引の観点から見ると、まず、企業はこれらの関連取引がさまざまな外的要因に直面した際に発生し得る税務リスクを考慮しなければならない。次に、グループ内の関連者取引が、グループ全体のグローバル業務リスクコントロールに貢献している価値を包括的なリスク対応体制を通じて管理・運営すべきである。

移転価格税制の原則から見ると、多国籍企業の利益配分の核心は、主要な機能の実行及び重要なリスクの負担を基としているため、包括的なリスク対応体制の確立にあたり、多国籍企業はまず特別リスクの負担及びこれらのリスクに関連する利益配分の状況を明確にしなければならない。

実務対応の観点から見ると、企業は、包括的なバリューチェーンの機能リスクアセスメントに取り掛かり、グループの全体的なバリューチェーンにおいて、クロスボーダー生産能力の配置決定、新型コロナウイルス感染症拡大中の生産停止、業務停滞に係るさまざまな業務リスクを負担する企業に重点を置いて整理する必要がある。この整理作業において、多国籍企業は、

全体的なバリューチェーンの利益及びこれらの利益を主導する機能上の意思決定とリスクの負担を総合的に考慮しなければならない。企業の生産・代理販売活動の停滞は、当該業務の所在地における経営損失を招く。だが、バリューチェーン全体から見ると、無形資産開発やグループ全体の生産能力配置決定を担当する本社又は本店が、同等若しくはそれ以上の損失を被る場合もある。

グループ内の重要な特別リスクの配分を明確にした後、グループは適切なポリシーを構築することにより、各国のメンバー企業間で、有形資産取引の価格設定の調整、非貿易項目の役務取引や無形資産の譲受、ひいては移転価格調整用取引を通じて、各企業が負担する重要な特別リスクに対して補填又は調整を検討できる。

また、本ガイダンスでは、OECDは各税収規制当局に対し、多国籍企業グループは「限定的なリスクを担う企業」でありながら一時的なリスクを負担できることを主張し、重要なリスクに直面したときはリスクを負担し、一方では、業務がマイナスな影響を受けていない期間には「限定的なリスクを担う企業」として、低水準に利益率を維持するようなタックスプランニングを目的に乱用してはならないと提唱している。これに関して、企業は合理的かつコンプライアンス遵守の前提で健全な移転価格リスク対応体制を確立し、今後の税務実務の参考として、より全面的な移転価格執行マニュアルを完備することを推奨する。

#### ●よりフレキシブルな移転価格調整メカニズムを確立する

OECDは本ガイダンスにて、2021年又はそれ以降の年度に関連者取引の価格を調整することで、2020年の関連者取引の実行時価格を修正し、独立企業間原則に合致する移転価格の執行結果を生み出すことも提案している。

中国の一般的な移転価格関連法規及び財務・税務の実務処理プロセスを鑑みると、過去の取引の価格に対する事後調整には多くの制限が設けられている。例えば、企業は関連者間有形資産売買取引、関連者間無形資産取引又は関連者間役務取引などの取引において、過去の取引価格の調整に対するさまざまな規制があり、実務処理プロセスにおいても、外貨管理機関より追加の規制条例が定められ、企業の対外支払を制限している。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けて、国際経済情勢にさまざまな不確実性が残る可能性を考慮し、中国で事業を展開する多国籍企業は、適時かつ系統的に移転価格調整を行い、中国における移転価格リスクをコントロールするとともに、税務コストを削減されるよう推奨する。

#### ●事前確認を通じて確実性を向上させる可能性を検討する

ガイダンスでは、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、事前確認の有効性及びその他の多くの問題について検討している。その趣旨は、既に発効済みの事前確認の効果的な実行のための保証及び細部にわたるガイダンスの提供である。また、本ガイダンスでは、事前確認を締結した企業が2020年に事前確認を実行できない場合、当年度に実際に発生した関連者取引及び財務状況の記録と申告方法に関するガイダンスも提供している。ガイダンスでは、企業は税務当局とのコミュニケーションにおいて、透明かつ協力的な態度を取ることが肝要であると記述している。

このようなコミュニケーションが必要となる企業は、当年度の事前確認の遂行に係るさまざまな客観的な市場及び業務状況を具体的かつ詳細に記録し、公開市場におけるその他の独立第三者の事業展開状況を記録し、コミュニケーションのクオリティを確保できるよう推奨する。

さらに、本ガイダンスでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、客観的には事前確認の締結にも影響を及ぼしているものの、税務当局の間ではオンライン会議やさまざまな電子通信方法を通じて連絡を取り合い、事前確認の締結を促進できると指摘している。

ガイダンス全体を通して見ると、OECD は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている国際的経済環境において、依然として国際税収の確実性を高める事前確認のポジティブな役割を重要視している。また、企業は可能な限り事前確認を活用することで、グループ内関連者取引ポリシー及び結果を事前管理できる体制を構築するよう推奨する。とりわけ、現在の多国間の国際的経済環境において、事前確認は依然として企業の国際税務管理の実施にあたり極めて効果的な手段の 1 つであるといえる。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel : +86-21-2212-3098 E-mail : naoko.hirasawa@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2月中旬から3月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[ 政策 ]

<b>【自由貿易港】</b>	
○「財政部、税関総署、国家税務総局の海南自由貿易港自社用生産設備“ゼロ関税”政策に関する通知」(財関税 [2021] 7号、2021年2月24日発布・実施)	
<p>海南自由貿易港における輸入生産設備の免税条件を示したもの。</p> <p>■要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 免税の対象企業は海南自由貿易港に登録・登記し、独立法人資格を有する企業で、海南省政府関係部門がリストを制定し、海口税関に通知する。</li> <li>• 免税の範囲は、輸入関税と輸入増値税・消費税。</li> <li>• 対象設備は、インフラ施設建設、加工・製造、研究開発・設計、検査測定・保守修理、物流・倉庫、医療サービス、文化・スポーツ・観光等の生産・経営に必要な設備。ただし、法律・法規等で免税を付与しないと定める設備、国家輸入禁止商品、「海南自由貿易港“ゼロ関税”自社用生産設備ネガティブリスト」に記載される設備、および「輸出入税則」第84章、第85章、第90章のうちの家電と設備部品・コンポーネント・付属品・デバイスを除く(注：上記のネガティブリストは本通知に添付され、鉱産物採掘・選鉱設備、石炭化学加工設備、金属精錬・圧延設備、電気メッキ設備など11種類が記載されている)。</li> </ul> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162053/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162053/content.html</a></p>	

[ 規則 ]

<b>【労働】</b>	
○「職業病診断および鑑定管理弁法」 (国家衛生健康委員会令第6号、2021年1月4日公布・施行)	
<p>「職業病防止法」に基づく職業病の診断と鑑定に関する規則。</p> <p>■「職業病防止法」では、企業などの雇用単位は職業病の危害のある作業に従事する労働者に対して、就業前、休業期間中および退職時に職業健康診断を行うことが義務づけられ、退職前に職業健康診断を行っていない場合には労働契約を解除・終了してはならないとさ</p>	

れている。なお、法定の職業病は、政府の「職業病分類および目録」に、じん肺その他の呼吸器疾病、職業性皮膚病、同眼病、同耳鼻咽喉口腔疾患、同化学物質中毒、物理的要因による職業病など合計 132 種類が定められている。職業病と鑑定された場合には、等級に応じて工傷保険の待遇が与えられる。

■本弁法に定められる主な雇用単位の義務と労働者の権利は、以下の通り。

- 雇用単位は、職業病の患者と疑似患者に対する診断・治療を適時に実施し、診断・鑑定に必要な資料を提供し、診断・鑑定の費用を負担し、職業病・疑似職業病を報告しなければならない（これらに違反した場合は、県級以上の衛生健康部門が期限を切って是正を命じ、期限内に是正しないときは 5 万元以上 20 万元以下の罰金（報告を怠った場合は 1 万元以下の罰金）が科される）。
- 労働者は、雇用単位の所在地、本人の戸籍所在地または居住地の職業病診断機関（省級衛生健康部門に届出を行う）で職業病診断を受けることができる。
- 職業病診断機関は、雇用単位から関係資料を受領した日より 30 日以内に診断結果を出す、「職業病の危害要素と患者の臨床症状に必然的な関係があることを否定する証拠がない場合」には、職業病と診断される。

■原文は国家衛生健康委員会の下記サイトをご参照。

<http://www.nhc.gov.cn/fzs/s7846/202101/ecdae14ac7c640ffb11a26d1de4cbe38.shtml>

#### 【安全生産】

○「应急管理部弁公庁の危険化学品企業重大危険源安全確保責任制弁法（試行）の印刷・発布に関する通知」（応急庁 [2021] 12 号、2021 年 2 月 4 日公布・施行）

危険化学品企業の重大事故防止を目的とする安全確保責任制の試行規則。対象企業は、危険化学品の重大危険源に関わる許可を取得した生産企業、販売企業（貯蔵・保管を含む）および危険化学品を使用する生産企業。試行期間は本弁法施行日から 3 年とされている。

■本弁法の要点は、以下の通り。

- 危険化学品企業（上記）は、重大危険源毎に主要責任者、技術責任者、操作責任者を明確にし、全体管理、技術管理、操作管理の 3 つの面から重大危険源に対する安全を確保しなければならない。
- 主要責任者の職責は、重大危険源の安全確保責任制の確立、技術責任者と操作責任者の指名、安全生産規則制度と操作規程の制定・実施、安全技能訓練の実施、安全生産に必要な資金等の投入など。
- 技術責任者の職責は、重大危険源の安全モニタリング・コントロールシステムの構築・実施、安全施設・システムに対する定期的検査・保守の実施、リスク低減措置の実施、四半期毎に最低 1 回の安全リスク調査の実施、緊急対応・現場処理計画の訓練実施など。
- 操作責任者の職責は、各作業持ち場での安全生産規則制度と操作規程の実施の監督、毎週最低 1 回の安全リスク調査の実施など。
- 危険化学品企業は、重大危険源安全警告表示位置にプレートを掲示し、社会に向けて重大安全管理リスク管理・コントロールの状況についての承諾を公告しなければならない。

■原文は应急管理部の下記サイトをご参照。

[https://www.mem.gov.cn/gk/zfxgkpt/fdzdgnr/202102/t20210207\\_379780.shtml](https://www.mem.gov.cn/gk/zfxgkpt/fdzdgnr/202102/t20210207_379780.shtml)

**【ネット取引】**

○ 「ネットワーク取引監督管理弁法」

(国家市場監督管理総局令第 37 号、2021 年 3 月 15 日公布、同年 5 月 1 日施行)

インターネット等の各種情報ネットワークを通じた商品販売、サービス提供に関わる管理規則。

■本弁法の事業者に対する主な規制は、以下の通り。

- 本弁法の対象事業者は、ネットワーク取引のプラットフォーム事業者、プラットフォーム内の事業者、自社ウェブサイトでの事業者およびその他のネットワークサービスを通じて取引活動を行う事業者。
- 上記の事業者（以下、ネット取引事業者）は、市場主体登記（注：工商登記）をしなければならない（ただし、個人による自家農副産物・家庭用手工芸品の販売、自己の技能を利用した他人への役務提供、零細少額取引（年間の累計取引額が 10 万元以下）などは「電子商取引法」により登記が不要とされる）。
- ネット取引事業者は、各ウェブサイトのトップページまたは事業活動のメインページの目立つ位置に、事業者の情報またはリンクを継続的に掲示しなければならない。
- ネット取引事業者が消費者の個人情報を収集、使用する場合は、その目的、方法および範囲を明示した上で、消費者の同意を得なければならない。
- ソーシャル E コマース（注：SNS 等のソーシャルメディアを通じて商品・サービスを販売する手法）やライブコマース（注：ライブ動画の配信により商品・サービスを販売する手法）等のネット取引事業者は、展示商品、サービスおよび実際の事業者、アフターサービス等の情報を明示するか、またはリンクを表示しなければならない。ライブコマースの事業者は、配信するビデオを最低 3 年間保存しなければならない。
- プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内での商品販売、サービス提供を申請した事業者に対して、事業者の主体情報、住所、連絡方法、行政許可等の情報を要求した上で確認・登記をし、最低でも 6 カ月毎に更新しなければならない。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202103/t20210315\\_326936.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202103/t20210315_326936.html)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp    ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2019年				2020年				2021年	
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	6.3	6.1	6.0	6.0	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	-	-
固定資産投資*	前年同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0
第一次産業	前年同期比%	3.0	▲ 0.6	▲ 2.1	0.6	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3
第二次産業	前年同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1
第三次産業	前年同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1
社会消費財小売総額***	前年同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	0.2	0.3	0.0	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7
輸出***	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7
	前年同月比%	1.4	0.1	▲ 0.1	0.5	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6
輸入***	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2
	前年同月比%	▲ 4.8	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2
貿易収支***	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0
	前年同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5
国内自動車販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5
	前年同月比%	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 10.3	▲ 8.2	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.3	50.6
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	52.4	51.4

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫软件园10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年4月7日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。